

広島県警察の組織の改編等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

## 広島県公安委員会規則第2号

### 広島県警察の組織の改編等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第15条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第18条の5第8号中「暴力団等に係る事件関係者等の保護対策」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)に関すること。

第18条の6第2号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」を「暴力団等に係る事件関係者等の保護対策」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

第23条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 雑踏警備に関すること(鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。)

第2条 広島県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条中「3課」を「4課」に、「警備課」を「警備課  
危機管理課」に改める。

第14条第2号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第22条の3第3号中「警備課」の次に「、危機管理課」を加える。

第23条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条中第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第6号中「関すること(」の次に「危機管理課及び」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(危機管理課の分掌事務)

第23条の2 危機管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2) 災害警備に関すること（警備部隊に関することを含む。）。

(3) 消防機関及び水防機関との協力援助に関すること。

第36条の3を削り、第36条の2を第36条の3とし、第36条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティ対策官）

第36条の2 生活安全部にサイバーセキュリティ対策官を置く。

2 サイバーセキュリティ対策官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 サイバーセキュリティ対策官は、上司の命を受け、サイバーセキュリティ対策に関する事務を掌理する。

（警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正）

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	90	164	513	468	346	1,581	339	1,920
警 察 署	63	170	1,004	1,101	1,270	3,608	181	3,789
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

第4条 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

339	1,920
181	3,789

を

340	1,921
180	3,788

に改める。

附 則

この公安委員会規則中第1条及び第3条の規定は平成31年3月20日から、第2条及び第4条の規定は同年4月1日から施行する。ただし、第2条中広島県警察の組織に関する規則第14条の改正規定は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成31年9月1日）から施行する。